

揖斐広域連合老人福祉施設尚和園民営化実施計画書

揖斐広域連合老人福祉施設尚和園

令和5年6月

揖斐広域連合

目 次

1	民営化実施計画策定に至る経緯.....	1
2	老人福祉施設の運営状況及び取り巻く環境	2
	（1）老人福祉施設の概要.....	2
	（2）老人福祉施設尚和園の運営状況	2
	（3）尚和園が有する財政的問題.....	3
	（4）老人福祉施設を取り巻く環境.....	4
3	民営化の基本的な考え方.....	5
	（1）民営化の目的、考え方.....	5
	（2）基本的事項	5
	（3）介護サービスについて.....	5
	（4）利用料金について	5
	（5）入所者等及びそのご家族について.....	5
	（6）職員の処遇について.....	5
	（7）業務の引継ぎについて.....	6
	（8）処遇困難事例について.....	6
	（9）地域貢献について	6
	（10）移譲後の揖斐広域連合の役割.....	6
4	民営化の実施方法.....	7
	（1）移譲先運営主体.....	7
	（2）移譲先法人の選定について.....	7
	（3）移譲先法人の選定条件について	7
	ア 事業運営に関する条件	7
	イ 介護サービスに関する条件.....	7
	ウ 利用料金に関する条件	7
	（4）財産について	8
	（5）民営化の実施時期について.....	8
5	今後のスケジュール（予定）	8

揖斐広域連合老人福祉施設尚和園民営化実施計画書

1 民営化実施計画策定に至る経緯

老人福祉施設「尚和園」（以下、「尚和園」という。）は、平成4年4月に入所定員50名、短期入所定員20名の特別養護老人ホームとして、当時の揖斐郡2町5村で構成する揖斐郡老人福祉施設事務組合（平成3年4月設立）が、養護老人ホーム揖斐川尚和園に隣接する形で開設し、また、通所介護定員20名のデイサービスセンター及び在宅介護支援センターを揖斐川町から委託を受けて同施設内に開所した施設です。

平成12年4月から始まった介護保険制度により、民間事業者の参入や規制緩和など制度改正が行われる中、平成16年4月1日からは、町村合併に伴い尚和園は、揖斐郡老人福祉施設事務組合から揖斐広域連合が事務継承し、揖斐川町デイサービスセンターの受託とともに、以降、ショートステイ、デイサービス、居宅介護支援を含めた事業展開により、介護を必要とする高齢者への支援を行ってきました。

しかし、国による構造改革や規制緩和という施策によって、「民間にできることは民間に任せる」という考え方にに基づき、地方公共団体に対する施設の民営化が推進され、全国的にも多くの特別養護老人ホームが社会福祉法人などに移譲され運営されるようになりました。

そんな中、平成29年11月に「特別養護老人ホーム尚和園の管理運営事業の民営化研究報告書」による民営化が提言され、実際の入所者へのサービスが充足されたものかどうかについても検討することとなり、総合的に判断した結果、揖斐広域連合による管理運営よりも、複合的に施設を運営し、介護サービスに専門的な知見や高度な技術を有している社会福祉法人等による管理運営が適切であるとの結論に至り、尚和園を民間へ移譲し、民設民営化することが妥当であると判断しました。

この結果、平成31年4月からは、民設民営化に向けての第1段階となる指定管理者制度を活用し、5年間の公設民営を経て、建物の所有権を民間へ移譲する民設民営を進めるため、「揖斐広域連合老人福祉施設尚和園民営化実施計画書」を定めることとなりました。

2 老人福祉施設の運営状況及び取り巻く環境

(1) 老人福祉施設の概要

名 称：老人福祉施設 尚和園

所 在 地：岐阜県揖斐郡揖斐川町清水 77 番地

事業開始：平成 4 年（1992 年）4 月

構 造：鉄筋コンクリート造 2 階建

用 途：介護老人福祉施設（老人ホーム）

敷地面積：5,271 m²

建築面積：3,018 m²

床 面 積：2,937 m²

居 室 数：計 70 床（4 人部屋 12 室、2 人部屋 4 室、個室 14 室）

(2) 老人福祉施設尚和園の運営状況

平成 31 年 4 月 1 日から利用料金制を採用した指定管理者制度を適用して「社会福祉法人 浩仁会」に運営委託し委託期限は令和 6 年 3 月 31 日としている。

利用者数、収益等の推移

通所介護：（老人デイサービスセンター）定員 20 名

（単位：日・人・円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
稼働日	259	257	256	263	255	255
実利用人数	196	249	259	226	181	183
延利用人数	1,769	2,345	2,475	2,454	2,029	1899
収 入	16,761,520	21,389,038	22,336,530	23,022,920	21,146,957	19,006,450

短期入所生活介護：（ショートステイ）定員 20 名

（単位：日・人・円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
稼働日	365	365	365	366	365	365
実利用人数	220	242	224	132	93	109
延利用人数	2,312	2,444	2,749	1,236	1,078	1082
収 入	22,506,415	24,073,625	27,069,399	13,919,164	12,974,536	12,677,512

施設入所：介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）定員 50 名 （単位：日・人・円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
稼働日	365	365	365	366	365	365
実利用人数	599	574	576	557	584	578
延利用人数	16,836	15,950	16,450	16,233	17,186	16723
収入	171,735,076	162,204,947	166,232,246	188,272,057	203,928,257	208,197,006

居宅介護支援 （単位：円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収入	3,764,660	3,735,330	4,481,910	4,589,622	4,074,825	4,083,203

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
収入合計	214,767,671	211,402,940	220,120,085	229,803,763	242,124,575	243,964,171

サービス活動等 収益・費用・増減差額 推移表 （単位：百万円）

	H28	H29	H30	R1	R2	R3
サービス活動収益	215	211	222	230	246	244
サービス活動費用	256	257	274	194	195	203
増減差額	△41	△46	△52	36	51	41

（3）尚和園が有する財政的問題

平成 30 年度の特別養護老人ホーム尚和園の決算の中での人件費（臨時職員賃金を含む）の占める割合は 73.8%に達しており、全国特別養護老人ホーム経営分析参考指標による人件費の割合は同年度で 65.4%となっており、全国平均を大きく上回っていた。

人件費においては平成 31 年 4 月からの指定管理者制度適用により大幅に減少したが、施設の維持管理及び派遣職員の人件費は指定管理者制度においては揖斐広域連合の支出となり、その財源は構成町の負担金となっている。

特に維持管理においては、空調設備やエレベーター改修などは負債（借入）により財源を確保し改修しているが、施設の老朽化は進んでおり、今後も大規模改修等が見込まれている。

しかし、改修するにも構成町の理解と協力も必要であり、その構成町の財政も厳しく負担金の増額は非常に厳しい状況である。

(4) 老人福祉施設を取り巻く環境

特別養護老人ホーム尚和園が設置された当時は、特別養護老人ホームは郡内に民設民営の1施設しかなかったが、介護保険制度施行や、2001年から始まった国の構造改革、規制緩和の流れを背景に、行政と民間の役割分担の見直しが基調となり、「民間にできることは民間に任せる」とする考え方に基づき、公立の既設施設にも民間参入が拡大していった。現在では郡内の民設民営の施設は10施設と増加している。また、岐阜県内においても特別養護老人ホームは192施設あるが、そのうち公設の施設は6施設しかなく全体の3%ほどとなっている状況であり、今後はさらに減少する。

3 民営化の基本的な考え方

(1) 民営化の目的、考え方

社会福祉法人のもつ主体的な施設運営、専門性を活用し介護サービスの向上及び高齢者福祉の増進を図ることを目的とし、揖斐広域連合としての役割、施設の維持コストを考慮し、社会福法人に移譲し民設民営とする。

(2) 基本的事項

民間移譲に当たっては、現在の地において、現在実施しているサービスを現状の規模で、継続運営するものとする。また、入所者及びそのご家族に与える影響について最大限に配慮するとともに、利用者に不利益が生じることが無いよう進めていくものとする。

(3) 介護サービスについて

介護サービスについては、民間移譲後も移譲先法人の有する技術や能力を生かした介護サービスを行い、現在のサービス内容を低下させることの無いよう継続するとともに、さらなるサービスの向上を目指すものとする。

(4) 利用料金について

利用料金は、介護保険制度によるものとする。

また、介護保険適用外の利用料金（日常生活費）は、移譲先法人との契約により新たな料金設定となる可能性が有るが、著しく不合理な料金設定にならないことを求めることとする。

(5) 入所者等及びそのご家族について

現在の入所者、通所サービス及び居宅介護支援事業所の利用者は、特に退所または利用停止の申し出がない限り、継続して入所及び利用できることとする。加えて入所申込者（待機者）についてもその扱いを引き継ぐこととする。

入所者及びそのご家族に対して十分に配慮するものとする。

(6) 職員の処遇について

尚和園に派遣している正規職員については、本人の希望に基づき、揖斐広域連合の一般行政職等への異動または、指定管理者若しくは移譲先法人への再就職を選択する。

また、移譲先法人での勤務を希望する正規職員については、継続雇用を移譲先法人選定の際の条件とする。

(7) 業務の引継ぎについて

事業運営を移行する際には、サービスの停滞を招くことが無いように事前に指定管理者とも十分な引継を行うとともに、課題等が生じた場合は迅速かつ適切な対応策を講じるものとする。

(8) 処遇困難事例について

虐待、認知症、家族の介護力不足などの処遇困難事例の入所を要請する際は、可能な限り受け入れるものとする。

(9) 地域貢献について

地場産業の振興及び活用並びに雇用創出の観点から、物資購入や雇用については地元から行うよう地域貢献に寄与するよう求めていくこととする。

(10) 移譲後の揖斐広域連合の役割

揖斐広域連合は管内の社会福祉法人の主体的な活動の支援、事業者間の連携支援など介護保険の保険者として制度全体の調整をするとともに、総合的な老人福祉の向上に一層努めるものとする。

4 民営化の実施方法

(1) 移譲先運営主体

特別養護老人ホームの設置は老人福祉法第 15 条に定められている自治体、地方独立行政法人、社会福祉法人に限定されているが、尚和園の移譲に当たっては、現に利用されている入所者やそのご家族に対して、これまで同様のサービスが安定的に提供され、十分なケアが行われるよう、現に特別養護老人ホームの運営実績があり、安定した財政基盤を有し、揖斐郡内において介護事業所を運営している社会福祉法人を移譲先運営主体として公募を実施する。

(2) 移譲先法人の選定について

移譲先法人の選定に当たっては、外部有識者等による「揖斐広域連合老人福祉施設尚和園移譲先法人選定委員会」を設置し、公募に応じた社会福祉法人について、同委員会が審査をし、その意見結果を受けて連合長が最終決定する。

(3) 移譲先法人の選定条件について

移譲先法人の選定に当たっては、以下の条件を満たす社会福祉法人とする。

ア 事業運営に関する条件

将来にわたり、事業を継続するための安定した財政基盤を有し、良好な運営実績があること。

イ 介護サービスに関する条件

(ア) 尚和園で実施している介護サービスを基本とし、現状の定員数、多床室・個室数を最低限維持し移譲先法人が継続して運営すること。

(イ) 質の高い介護サービスを継続して提供できる介護・看護技術を有し、その提供体制が整っていること。

(ウ) 職員の介護知識・技術の向上のため、研修機会の場を提供し、介護サービスの品質向上に努めること。

(エ) 創意工夫により先進的なサービスを取り入れ、郡内の高齢者福祉サービスの充実に寄与すること。

ウ 利用料金に関する条件

利用料金は、介護保険制度によるものとする。

また、介護保険適用外の利用料金（日常生活費）は、著しく不合理な料金設定にならないこと。

(4) 財産について

揖斐広域連合が所有する用地は無償貸付、建物・備品及び車両は無償譲渡とする。用地の無償貸付及び建物の無償譲渡は議会の議決を得てから行うものとし、引渡し時期は、令和6年4月1日とする。

また、別途施設運営にかかわる協定書を移譲先法人と締結し、協定書に定める譲渡備品について、本広域連合は不適合責任及び危険負担の責任を負わないものとする。

(5) 民営化の実施時期について

移譲先法人による施設の運営は、令和6年4月1日からとする。

5 今後のスケジュール（予定）

令和4年11月	○議会説明、協議、報告
令和5年2月～ 令和5年6月	○「民営化実施計画」等策定
令和5年6月～ 随時	○移譲先法人選定委員会設置
令和5年2月～ 令和6年3月	○入所者、ご家族への説明会 ○職員、指定管理者 説明、協議、報告
令和5年6月～ 令和5年7月	○第1回移譲先法人選定委員会 ○移譲先法人公募要項策定
令和5年8月	○現地説明会等の開催 ○移譲先法人公募
令和5年8月～ 令和5年9月	○第2回移譲先法人選定委員会 ○第3回移譲先法人選定委員会（面接審査・選定） ○移譲先法人選定
令和5年10月～ 令和6年3月	○移譲先候補法人との仮契約締結 ○引継開始
令和5年10月～ 令和5年11月	○財産処分申請（国、県） ○尚和園廃止条例、財産譲渡議案提出
令和6年2月	○関係条例改正、議会報告
令和6年3月	○運営移管に関する協定及び財産等の移譲等に関する契約 締結
令和6年4月	○移譲先法人による運営開始

